

名古屋市告示第518号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 6年10月30日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

表中

「

南陽中央 公園	港区東茶屋三丁目	図面港90の区 域	平成26年 9 月 9日
------------	----------	--------------	-----------------

」

を

「

南陽中央 公園	港区東茶屋三丁目	図面港90の 2 の区域	平成26年 9 月 9日
------------	----------	-----------------	-----------------

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課